

議案第 80 号

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正  
について

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を次のように  
改正する。

平成 24 年 11 月 28 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正す  
る条例

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和 42 年条例第  
24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 113 条の 2 第 2 項」を「第 113 条の 2 第 3 項」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第80号参考資料

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(賦課の基準の決定)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長が指定する市営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、<u>法第113条の2第2項</u>の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、県から交付を受けた国及び県補助金の額に相当するものと前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより</p>	<p>(賦課の基準の決定)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長が指定する市営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、<u>法第113条の2第3項</u>の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、県から交付を受けた国及び県補助金の額に相当するものと前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより</p>

生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額) とする。

生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額) とする。